

因旱魃年凶

あり江戸にてもおき去多し頃勢州より來るもの、話を聞くに道中騒鋪夜行は不相成路傍に埋みし新塚凡五百計もあるべしと又聞埋ざるもありて犬群り喰ひ鶴集り食ふも有と又秋田邊にて垣根の繩まで喰盡して死せるも有又歌修行する者奥州邊にて子を舟にのせ流しやれたるを見しと語る又奥州邊に夜なく七八歳十二三歳の子供等連立夜なく武家の門口にひもじひくとさけびて食を求めるも有ときくうゑ人やつれはて兩杖にて行七八歳の子跡に付泥濘の中をはきものもなくびたくと歩み行町送りやしき送りかはえらねどもうゑくるしがりむうくとかなしき細き聲を立けり慘さ胸をさく棄子縊身なげそこそにありていと哀なり或の書狀に此凶歉にては餓死の人も有之蕨葛も雪降後はとても堀ざるものに候間唯今の中必死と堀とり候へども四五拾斤にて毎家五月迄は食續ものにも無之候殊に山中少も金の有ものは大豆小豆迄都下の直段にも不拘買致候故此節大豆七斗小豆五斗に相成り白米兩に貳斗四升に御座候姦商の所爲可惡事に御座候箇様の事より諸民騒擾亂をいたし候事相始り可申候高崎邊其外小錢の廻り候奴は大に利益を得正直に人を救ひ候ものは却て困難に及候事には成り候貧民頻りに買バの輩を惡み打こはしの基と可相成候都下芝居料理店の繁昌被仰聞歎息仕候都下はさすがにより御役人様多く御世話行届きのよし御羨鋪存候

〔續日本紀九元正〕養老六年八月壬子詔曰如聞今年少雨禾稻不熟略下

〔續日本紀十聖武〕天平二年六月庚辰緣旱令檢校四畿内水田陸田閏六月庚戌勅比者亢陽稍盛思量年穀不登宜遣使者四畿内令檢百姓產業矣

〔續日本紀二十四淳仁〕天平寶字七年八月辛未朔勅曰如聞去歲霖雨今年亢旱五穀不熟米價踊貴由是百姓稍苦飢饉加以疾疫死亡數多朕每念茲情深傷惻宜免左右京五畿内七道諸國今年田租

〔續日本紀二十六〕天平神護元年三月癸巳勅比年遭旱歲穀不登朕念於茲情甚愍惻其去年不熟之